

# アザリー飯田フィエット会員規約（一般女子）

## 第1章 総則

### 第1条（名称及び所在）

当チームの正式名称は、「アザリー飯田フットボールクラブフィエット」（以下アザリーフィエットとする）といい、一般社団法人アザリー飯田フットボールクラブ（以下アザリー飯田とする）の下部組織団体とし、主たる事務局を飯田市に置く。

### 第2条（目的）

アザリーフィエットは、南信州地域の女子サッカーの普及及び社会体育の活性化の為に尽力し、育成年代のフィエットのお手本となるように努める。また選手相互の親睦に努め、南信州地域の女子サッカーの育成・強化を図り地域貢献することを目的とする。

## 第2章 会員

### 第3条（構成）

アザリーフィエットは以下の選手で構成される。16歳以上の心身共にサッカーを行うことに適した者で構成される。

### 第4条（選手のモラル）

アザリーフィエットに所属する選手はアザリー飯田が定める各種規約等を遵守する。なお、守らない場合は退会を含めた処分とする。

### 第5条（入会手続き）

アザリーフィエットに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、アザリー飯田事務局に提出するものとする。アザリー飯田が提出された入会申込書の内容を審査し、入会を承認したときにアザリーフィエットの会員となるものとする。

### 第6条（退会）

退会する場合は退会届をアザリー飯田事務局へ書面にて提出することとする。（退会届はクラブ所定の書式のものを使用する）また、前期または後期で途中退会する場合、クラブ会費の返却はしないものとする。

### 第7条（チーム編成）

会員はアザリーフィエットが設定するカテゴリーに所属するものとする。

### 第8条（義務）

会員は試合での審判等のチーム運営が円滑に行われること、ルールの知識及び技術の向上、審判へのリスペクトを目的とする日本サッカー協会が定める4級審判員資格以上を所有することとする。

## 第9条（練習日等の変更）

天候、会場やアザリーフィエットの都合等により、練習が困難になった場合、アザリーフィエットは代替日を設定して練習を補完する。この場合、練習会場、開催曜日、開催時間を変更して開催することができる。しかし、天候、会場やアザリーフィエットの都合等により中止となる場合もあるものとする。その場合のクラブ費の返却はしないものとする。ただし、感染症や災害等でチーム活動が困難な場合はこれとしない。

## 第10条（除名等）

アザリーフィエットは、会員が次の各号に1つでも該当する場合、会員から除名する等の処分を行うことができる。

- a. 入会費、クラブ会費の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
- b. アザリーフィエットの会則や社会人としてのモラルを著しく逸脱し改善する意思を見せない場合
- c. アザリーフィエットの運営を故意に妨害したり、名誉や信用を傷つけたりした場合
- d. アザリーフィエットの練習において、無断欠席が3ヶ月続いた場合

## 第3章 会計

### 第11条（クラブ会費）

アザリーフィエットのクラブ会費は次に掲げるものとする。

#### a. 年会費

10,000円（10月以降の加入は5,000円とする。）

年会費の内訳は、運営諸経費等とする。

### 第12条（会費の納入）

クラブ入会金は入会申込書提出時に納入するものとする。年会費は1回払（4月末日迄）4月から3月としてクラブが指定する期日までに納入する。納入はチームの会計又はスタッフが集めてチーム専用会計口座へ納入する。

## 第4章

### 第13条（保険）

会員は、スポーツ保険に加入する。尚、保険料はアザリーフィエットが支払うものとする。加入保険については別紙記載事項を確認するものとする。（HPにも掲示）

### 第14条(責任)

アザリーフィエット活動中に起きた事故は、スポーツ障害保険の範囲内で責任を負う。

## 第5章

### 第15条（附則・改正）

附則 この規約は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。